

令和3年度第10回 山口市農業委員会総会議事録

- 1 日時 令和3年12月13日(月)午前9時30分～午前11時30分
- 2 場所 山口森林ふれあいセンター 会議室
- 3 出席者 (1)出席委員(農業委員24名中22名)
荒瀬 澄枝、伊藤 三枝子、伊藤 良雄、伊藤 良一、上田 正士、
小野 基之、海地 博志、片山 潤之、賀屋 忠之、神田 一夫、
重國 誠司、恒富 竹司、徳田 文雄、中川 恵美子、原田 好子、
藤村 守、藤原 敏郎、安田 敏男、安野 正純、山根 伊都子、
山根 良男、吉富 崇子

(2)欠席委員(2名)
井上 浩一郎、長尾 誠大

(3)事務局
徳本参事・竹中主任主事・嘉悦副主幹

(4)会議傍聴人
- 4 会議 (1)議事録署名委員指名

(2)議案審議

(3)その他連絡事項

安田会長

皆様、おはようございます。

これより令和3年度第10回総会を開会いたします。

本日の出席委員は、24名中、出席22名で、委員の過半数の出席がありますので、本日の会議は成立しております。

最初に、議事録署名委員を指名いたします。

賀屋 忠之委員 及び 神田 一夫委員をお願いいたします。

それでは、農地法第3条に係る議案についての審議を始めます。

農地法第3条に係る議案について、事務局より議案説明をお願いします。

事務局竹中

議案1ページをお開きください。合わせて、参考位置図1ページを御覧ください。

申請地、申請人、申請事由等詳細は議案及び参考位置図を御確認ください。

議案第1号、鑄銭司、有償移転です。

申請人は、市内に居住し、農業を営む者です。

取得後の経営規模は、83アールとなります。

議案第2号、秋穂二島、有償移転です。

申請人は、市内に居住し、農業を営む者です。

取得後の経営規模は、112アールとなります。

議案第3号、秋穂東、有償移転です。

申請人は、市内に居住し、農業を営む者です。

令和3年12月25日の公告後の経営規模は33アールとなります。

なお、この事案につきましては利用権設定公告と同時施行といたします。

議案第4号、深溝、無償移転です。

申請人は、市内に居住し、農業を営む者です。

取得後の経営規模は、360アールとなります。

議案第5号、阿知須、有償移転です。

申請人は、市内に居住し、農業を営む者です。

取得後の経営規模は、549アールとなります。

議案第6号、徳地上村、有償移転です。

申請人は市内に居住し、農業を営む者です。

取得後の経営規模は646アールとなります。

議案第7号、阿東徳佐下、有償移転です。

申請人は、市内に居住し、建築業兼農業を営む者です。

取得後の経営規模は53アールとなります。

以上の農地法第3条に係る議案につきましては、申請書に記載された内容を確認、及び現地を調査した結果、審査基準に適合しております。また、各地区協議会で協議した結果、問題ありませんでした。

御審議よろしくお願いいたします。

安田会長

事務局から議案説明、及び地区協議会での協議結果の報告が終わりましたので、議案審議に入ります。

それでは、委員の皆さんの意見を求めます。また、該当地区協議会の農業委員さんで補足説明がありましたらよろしくお願いいたします。

【意見なし】

安田会長

以上で農地法第3条に係る議案審議を終わります。只今審議しました議案について、一括して採決を行います。全て「許可」とすることに賛成の農業委員の挙手を求めます。

【委員挙手(全員)】

安田会長

挙手多数と認め、只今審議しました農地法第3条に係る議案については、「許可」といたします。

続きまして、農地法第4条に係る議案についての審議を始めます。

農地法第4条に係る議案について、事務局より議案説明をお願いします。

事務局竹中

議案8ページをお開きください。合わせて、参考位置図9ページを御覧ください。

申請地、申請人、転用理由等詳細は議案及び参考位置図を御確認ください。

議案第8号、上小鯖、集団的に存在する第1種農地に前所有者が自己用住宅と作業場を建設する目的で転用許可を受け、自己用住宅のみを建設しましたが、事業完了前に亡くなったため、計画の一部を変更し農家住宅の敷地として整備するものです。なお、この事案につきましては、第1種農地を対象とする農地転用ですが、住宅で集落に接続して設置されるものであり、農地法施行規則第33条第4号に該当し、許可の対象となるものです。

議案第9号、徳地深谷、農用地区域内の用途が変更された農地にケヤキを植林し、観光農園の休憩所とするものです。

なお、この事案につきましては、農用地利用計画において指定された用途に供するための転用であり、農地法第4条第6項本文ただし書きに該当し、許可の対象となるものです。

以上の農地法第4条に係る議案につきましては、申請書に記載された内容を確認、及び現地を調査した結果、許可基準に適合しております。また、各地区協議会で協議した結果、問題ありませんでした。

御審議よろしくお願いたします。

安田会長

事務局からの議案説明、及び地区協議会での協議結果の報告が終わりましたので、議案審議に入ります。

それでは、委員の皆さんの意見を求めます。また、該当地区協議会の農業委員さんで補足説明がありましたらよろしくお願いします。

【意見なし】

安田会長

以上で農地法第4条に係る議案審議を終わります。只今審議しました議案について、一括して採決を行います。すべて「許可」とすることに賛成の農業委員の挙手を求めます。

【委員挙手(全員)】

安田会長

挙手多数と認めます。只今審議しました農地法第4条に係る議案については、山口県ネットワーク機構の意見聴取を行った上で「許可」といたします。

続きまして、農地法第5条に係る議案についての審議を始めます。

農地法第5条に係る議案について、事務局より議案説明をお願いします。

事務局竹中

議案10ページをお開きください。合わせて、参考位置図11ページを御覧ください。

申請地、申請人、転用理由等詳細は議案及び参考位置図を御確認ください。

議案第10号、宮野上、公共投資の対象となっていない、小団地の第2種農地に、太陽光発電設備を設置するものです。

議案第11号、宮野上、公共投資の対象となっていない、小団地の第2種農地に駐車場及び展示場を整備するものです。

議案第12号、宮野上、公共投資の対象となっていない、小団地の第2種農地に太陽光発電設備を設置するものです。

議案第13号、宮野上、公共投資の対象となっていない、小団地の第2種農地に太陽光発電設備を設置するものです。

議案第14号、宮野上、公共投資の対象となっていない、小団地の第2種農地に太陽光発電

電設備を設置するものです。

議案第15号、天花三丁目、公共投資の対象となっていない、小団地の第2種農地を屋外作業場兼作品展示場として利用するものです。

議案第16号、吉敷佐畑一丁目、用途地域内の第3種農地で宅地を分譲するものです。

議案第17号、吉敷中東二丁目、用途地域内の第3種農地で宅地を分譲するものです。

議案第18号、黒川、公共投資の対象となっていない、小団地の第2種農地に建売住宅を建築して販売するものです。

議案第19号、黒川、集団的に存在する第1種農地に事務所を設置するものです。

なお、この事案につきましては、第1種農地を対象とする農地転用ですが、山口営業所の移転であることから、業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものであり、農地法施行規則第33条第4号に該当し、許可の対象となるものです。

議案第20号、黒川、公共投資の対象となっていない、小団地の第2種農地に隣接する施設の利用者及び従業員の駐車場を整備するものです。

議案第21号、富田原町、用途地域内の第3種農地に運動場を併設したデイサービス施設を設置するものです。

なお、この事案につきましては、都市計画法の規定による開発許可と同時施行といたします。以下、都市計画法による開発許可と同時施行の場合は、単に開発許可と同時施行と説明させていただきます。

議案第22号、矢原、公共施設に近い第3種農地で建売住宅を建築し、販売するものです。なお、この事案につきましては、開発許可と同時施行といたします。

議案第23号、朝田、公共投資の対象となっていない、小団地の第2種農地を資材置場と駐車場として利用するものです。

なお、一時転用ですので、申請人からは令和4年5月31日までに現状を回復する旨の誓約書が提出されています。

議案第24号、朝田、用途地域内の第3種農地に共同住宅を建築するものです。

議案第25号、阿知須、公共施設に比較的近い距離にある、第2種農地に貸駐車場を整備するものです。

なお、申請地は、平成29年8月頃に農地法の許可を得ることなく一部を駐車場として造成したのですが、川西地区協議会で追認申請を認められ、申請人からは今後は農地法を遵守する旨の始末書が提出されております。

また、この事案につきましては、農用地区域除外後施行といたします。

議案第26号、阿知須、用途地域内にある、第3種農地を分譲地として造成するものです。
なお、この事案につきましては、開発許可と同時施行といたします。

議案第27号、阿知須、公共投資の対象となっていない、小団地の第2種農地に自己用住宅を建設するものです。

議案第28号、徳地堀、公共投資の対象となっていない、小団地の第2種農地に太陽光発電設備を設置するものです。

議案第29号、徳地伊賀地、農用地区域内の農地の一部を工事用進入路として整備するものです。

この事案につきましては、農用地区域を対象とした農地転用ですが、一時的な転用でありかつ当該利用目的を達成する上で当該農地を供することが必要であると認められます。

なお、一時転用ですので、申請人からは令和4年3月30日までに現状を回復する旨の誓約書が提出されています。

議案第30号、阿東徳佐上、公共施設から近距離の地域内にある、農用地区域内の用途が変更された農地に農業用倉庫及び駐車場を整備するものです。

なお、この事案につきましては、農用地利用計画において指定された用途に供するための転用であり、農地法第5条第2項本文ただし書きに該当し、許可の対象となるものです。

また、申請地は、平成29年11月10日に農地法の許可を得ることなく農業用倉庫を増築したのですが、本年8月12日開催の阿東地区協議会にて追認申請が認められ、申請人からは今後農地法を遵守する旨の始末書が提出されています。

議案第31号、阿東生雲東分、公共投資の対象となっていない、小団地の第2種農地に太陽

光発電設備を設置するものです。

議案第32号、阿東生雲東分、公共投資の対象となっていない、小団地の第2種農地に太陽光発電設備を設置するものです。

議案第33号、阿東生雲東分、公共投資の対象となっていない、小団地の第2種農地に排水管を設置するものです。

以上の農地法第5条に係る議案につきましては、申請書に記載された内容を確認、及び現地を調査した結果、許可基準に適合しております。また、各地区協議会で協議した結果、問題ありませんでした。

御審議よろしくお願いたします。

安田会長

事務局からの議案説明、及び地区協議会での協議結果の報告が終わりましたので、議案審議に入ります。

なお、議案第29号については、私が利害関係者に当たります。この場を退席し、議長を荒瀬職務代理者に交代しますので、まずは議案第29号の審議をお願いします。

荒瀬職務代理者

それでは、議案第29号について、委員の皆さんの意見を求めます。また、該当地区協議会の農業委員さんで補足説明がありましたらよろしくお願いします。

【意見なし】

荒瀬職務代理者

以上で議案第29号に係る議案審議を終わります。採決に入ります。

只今審議しました議案第29号について、採決を行います。「許可」とすることに賛成の農業委員の挙手を求めます。

【委員挙手(全員)】

荒瀬職務代理者

挙手多数と認め、只今審議しました議案第29号に係る申請については、山口県ネットワーク機構の意見聴取を行った上で「許可」といたします。

それでは、以後の議事につきましては、安田会長に議長を交代いたします。

安田会長の入室をお願いいたします。

安田会長

それでは、議案第29号を除く農地法第5条に係る議案について、委員の皆さんの意見を求めます。また、該当地区協議会の農業委員さんで補足説明がありましたらよろしくお願ひします。

A 委員

ちょっとわかってない部分がありますので、宮野の太陽光発電、地図で言いますと、13ページですか。年度別に太陽光発電が申請されて、できあがったら、前は県道、そのあとは住宅のど真ん中みたいになるのですね。そういう場合の規制というのは、何もないのですか。そこを教えていただきたいと思います。

事務局竹中

農地法上は、規制はないです。住宅の真横だったらいけないといったものではありません。

A 委員

それぞれが作るときには、49.5kW、最小の規模の太陽光発電なのです。田んぼが広い狭いは関係なく、そういう感じで積み上げていってこういう形になっても、国が定めた規制には当たらない。従って、OKですよということになると、そういうことですか。

事務局竹中

そうですね、明確に他の法令に違反しているということであれば、農地法上も許可を出すことはできないのですが、皆さんご存じの通り、許可基準があって、それに許可の事例が載っているのですが、それに該当しなければ許可ということになりますので、当然、議案の地域のところ、七房団地のあたりとかもですね、太陽光が多くなっていますし、川西で言えば江崎地域の方はかなり太陽光団地になってしまっているのですね。で、委員さん言わ

れたのは、どうしても地域の実情とか勘案できないのかという話だとは思いますが、今現在、なかなか、そのようなところが規制できていないので、実際江崎の方では、水路の管理、守りする人がいなくなったというところで、課題が新たに出てきているところではあります。ちょっとそういったところをどうするのかといった政策的なところがどうしても農業委員会が担えないところがありますので、ただ市の方に提言といった形はできますので、その一つの課題、提言する話題の一つにするのかどうかというところはまた、別の機会に審議があるとは思いますが、現状は申し訳ないのですが、そういった状況にはなっております。13 ページの一部を見ていただければ分かるように、もうすでにほとんどの大部分が太陽光となっております。実際、団地の近くはやめて欲しいというところでの、明確な規制というのはないのが現状となっております。

A 委員

ちょっと踏み込んでの質問ですが、団地の皆さんが建設された後に、日常の生活に支障をきたすということで、問題が出たときにはどうなりますか。

事務局竹中

基本的には、生活環境の問題になってくることだとは思いますが。太陽光パネル、昔の話かもしれませんが、反射の光が生活に影響があるとか、パネルが熱を持つとかそういったところで、周辺の方、隣接者の方、ご迷惑をされたという話は昔聞いたことがあります。ただ、それをどこで最終的な折り合いをつけるかという話になれば、当事者間の話にはなってしまうというところですね。なので、なかなか農業委員会の方が直接的に介入していくというのは今現在、難しい状況にあるとは思いますが。

A 委員

はい、わかりました。

安田会長

以上で議案第29号を除く農地法第5条に係る議案審議を終わります。只今審議しました議案について一括して採決を行います。すべて「許可」とすることに賛成の農業委員の挙手を求めます。

【委員挙手(全員)】

安田会長

挙手多数と認め、只今審議しました農地法第5条に係る議案のうち議案第12号、議案第19号、議案第21号、議案第25号、議案第30号については、山口県ネットワーク機構の意見聴取を行った上で「許可」とし、その他については「許可」といたします。

続きまして、事業計画変更に係る議案についての審議を始めます。

事務局より説明をお願いします。

事務局竹中

議案23ページをお開きください。合わせて、参考位置図33ページを御覧ください。

議案第34号、朝田、公共投資の対象となっていない小団地の第2種農地に障がい者就労支援施設およびグループホームを設置するものです。

この事案につきましては、令和3年4月19日付で、障がい者グループホーム及び就労支援施設を目的とした農地法第5条の規定による許可を受けた後、金融機関からの融資が急遽中止となったことで規模を縮小する事業計画変更を申請し、令和3年7月19付で変更が承認されましたが、その後、金融機関から改めて融資を行う旨の決定がなされたことから、当初計画していたグループホームの建設を行うことが可能となったため、再度事業計画変更を申請するものです。

議案第35号、秋穂東、公共投資の対象となっていない、小団地の第2種農地に太陽光発電設備を設置するものです。

この事案につきましては、平成29年12月21日付けで、太陽光発電設備を目的とした農地法第5条の規定による許可を受けましたが、電力会社が売電に必要な電柱の設置場所の用地交渉に不測の時間を要したことから、工期を変更するものです。

以上の事業計画変更の議案につきましては、許可目的達成が困難になったことが転用事業者の故意又は重大な過失によるものでないと認められ、申請書に記載された内容を確認、及び現地を調査した結果、承認の基準に適合しております。また、各地区協議会で協議した結果、問題ありませんでした。

御審議よろしくお願いたします。

安田会長

事務局からの議案説明、及び地区協議会での協議結果の報告が終わりましたので、議案審議に入ります。

それでは、委員の皆さんの意見を求めます。また、該当地区協議会の農業委員さんで補足説明がありましたらよろしくお願いします。

【意見なし】

安田会長

以上で事業計画変更に係る議案審議を終わります。只今審議しました議案について、一括して採決を行います。すべて「承認」とすることに賛成の農業委員の挙手を求めます。

【委員挙手(全員)】

安田会長

挙手多数と認め、只今審議しました議案第34号、議案第35号については「承認」といたします。

続きまして、空き家附随農地の指定についての審議を行います。事務局より議案説明をお願いします。

事務局竹中

議案25ページをお開きください。合わせて、参考位置図35ページを御覧ください。

議案第36号、空き家附随農地の指定申請について説明いたします。

空き家及び農地の所在は下小鯖で、空き家付随農地の面積は386㎡です。

申請地の取得予定者は、市内に居住する会社員です。

現在耕作されていない申請地を取得し、家族とともに、野菜づくりを行うこととされています。

申請書に記載された内容を確認、及び現地を調査した結果、事務取扱要領の第4条に規定する要件の全てを満たしております。また、北部地区協議会で協議した結果、別段面積の適用を受ける農地として指定することについて、問題ありませんでした。

御審議よろしくお願いたします。

安田会長

事務局からの議案説明、及び地区協議会での協議結果の報告が終わりましたので、議案審議に入ります。

それでは、委員の皆さんの意見を求めます。また、該当地区協議会の農業委員さんで補足説明がありましたらよろしくお願いします。

B 委員

読み方わからないから、これ、C さんという人が農地と住家を持っておられて、D さんという方が、今回取得されるという考えでいいですか。

事務局竹中

はい、そうです。

B 委員

ここに D と書いてあるというのは、そこにもう住んでいるということですね。住宅が点々で囲んでありますが。ゼンリンの地図に書いてあるということはもう何年も前から住んでいるという認識でいいですか。

事務局竹中

そういうことです。

B 委員

はい。

E 委員

今質問があった通りで、D さんは住んでいらっしゃいます。この C さんという方は、人生の終活をしたいということで、家屋敷、仏様、何もかも手放されています。そして残った畑が気になって仕方がないと。それで家屋敷を売った時に畑も一緒に売りたいかったのですが、まだ、100 m²以下が決まっていなかったもので、今年の6月以降決まりましたので、それでこの審議会に掛けるようにしました。以上です。

B 委員

何年くらいさかのぼれるのかなと思ったから、ちょっと聞いてみました。2年位前だから、そのくらいになるのかなと思って、いきさつはどうだったかなと気になっただけです。今後のこともありますので、こういう事例出てくると思うのですね。相談を受けることもあるかなと思ったから、ちょっと聞いてみました。

徳本参事

今の別段面積という空き家附随農地の指定でございますけれども、これが何年くらいまでさかのぼれるかという質問でした。昨年の総会の時にも話をしたと思うのですが、空き家附随農地でございますが、令和2年の7月だったと思うのですね、承認を皆さんにさせていただいて、この1aの農地を取得できると、新規就農に限りできる、という話になったと思います。適用範囲はその後事務要領を作ってきておまして、実際に施行したのが、今年になってからと思うのですが、適用が一応昨年の総会で承認をいただいた月日、さらには、広義的に解釈をしまして、その当時、すでに事務局、あるいは農業委員さんに案件として、相談を抱えていた案件、このあたりまでを適用する範囲にしまいたいと考えています。従いまして、その当時、相談があった、あるいは事務局が抱えていた案件は、この1件だけです。ですから、今後は昨年の総会で承認をいただいた時点、ここからスタートというふうにご理解を願いたいと思います。

安田会長

以上で空き家附随農地の指定に係る議案審議を終わります。只今審議しました議案について、採決を行います。別段面積を適用することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

【委員挙手(全員)】

安田会長

全員挙手と認め、只今審議しました空き家附随農地に係る議案については、別段面積を適用することといたします。

続きまして、農用地利用集積計画についての審議を行います。事務局より議案説明をお願いします。

事務局竹中

議案26ページをお開きください。

議案第37号、農用地利用集積計画について説明いたします。

地区協議会において、協議していただいたとおり、

合計173筆 294,990 m²でございます。

計画申請の内容は、山口市の「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」に適合しているなど農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。

御審議よろしくお願いたします。

安田会長

只今事務局から議案説明がありましたが、各農業委員から意見等があればお願いします。

【意見なし】

安田会長

特に意見がないようですので、採決を行います。只今審議しました農用地利用集積計画について、「決定」とすることに賛成する農業委員の挙手を求めます。

【委員挙手(全員)】

安田会長

挙手多数と認め、農用地利用集積計画については、山口市の計画どおり「決定」とします。

続きまして、農用地利用配分計画に対する審議を行います。事務局より議案説明をお願いします。

事務局竹中

議案27ページをお開きください。

議案第38号、農用地利用配分計画に対する意見聴取について説明いたします。
地区協議会において協議していただいたとおりで、
合計175筆、337,696.31㎡でございます。
計画申請の内容は、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第4項の各要件を
満たしております。
御審議よろしくお願いたします。

安田会長

只今事務局から議案説明がありましたが、各農業委員から意見等があればお願いします。

【意見なし】

安田会長

特に意見がないようですので、採決を行います。只今審議しました農用地利用配分計画
について「異議なし」と回答とすることに賛成する農業委員の挙手を求めます。

【委員挙手(全員)】

安田会長

挙手多数と認め、農用地利用配分計画については、「異議なし」として、山口市に回答し
ます。

続きまして、現況証明についての審議を行います。事務局より議案説明をお願いします。

事務局竹中

議案28ページをお開きください。合わせて、参考位置図 36 ページを御覧ください。

議案第 39 号から議案第 44 号について、ご説明いたします。

中央地区 1 件、徳地地区5件の議案がございます。

いずれも登記地目を変更し、非農地のまま利用するものとして申請がなされています。

なお、このうち議案第40号、議案第41号につきましては、徳地地区協議会において「現況証明を発行しないことが適当」という審議結果になっておりますので、後ほど別にご説明します。

議案第39号につきましては、昭和45年10月以降で20年以上を経過しているもので、本日の会議にお諮りするものです。

議案第42号、から議案第44号につきましては、荒廃で面積が500㎡以上ですので、本日の会議にお諮りするものです。

御審議よろしくお願いいたします。

安田会長

それでは、議案審議に入ります。なお、議案第40号、議案第41号は「証明書を発行しないことが適当」という地区協議会での協議結果が出ていますので、まずは議案第40号、議案第41号を除いた議案について審議を行います。

只今事務局から議案説明がありました。各農業委員から意見等があればお願いします。

【意見なし】

安田会長

特に意見がないようですので、議案第40号、議案第41号を除いた議案について採決を行います。現況証明を全て発行することに賛成する農業委員の挙手を求めます。

【委員挙手(全員)】

安田会長

挙手多数と認め、議案第40号、議案第41号を除く現況証明について全て発行することといたします。

続きまして、現況証明の議案第40号、第41号についての審議を行います。事務局より

議案説明をお願いいたします。

事務局竹中

議案28ページをお開きください。合わせて、参考位置図38ページをご覧ください。

議案第40号、第41号については、所有者は異なりますが、どちらも平成23年頃から農作業ができなくなり、現在に至るものとして、証明の申請がなされています。

当該農地につきましては、農業委員並びに地区担当推進委員が現地調査を行ったところ、現況の荒廃は進んでおらず、山口市農業委員会現況証明交付事務取扱要領第3条に定める「荒廃地」に該当しないものとの判断がなされました。

この現地調査の結果を踏まえ、徳地地区協議会において審議した結果、当該農地は農地法第2条第1項に定める「農地」に該当するため、現況証明を発行しないことが適当であるとの見解が示されています。

申請内容が「荒廃で面積が500㎡以上」ですので、本日の会議にお諮りし、証明発行の可否について審議をお願いするものです。

安田会長

それでは、議案第40号、議案第41号の議案審議に入ります。只今事務局から議案説明がありましたが、各農業委員から意見等があればお願いします。

F 委員

現地確認をした農業委員の一人として、発言をさせていただきます。実は、このGさんとHさんにつきましては、3年前に第5条第1項でこの太陽光発電をしたいので、売りたいという相談というか申請がありまして、現地でご本人に会い、お話を伺ったのですが、その時にHさんという方は高齢で、Gさんという、元の徳地町時代の役場の職員さんだったのですが、退職して、町の方に出られたという方で、HさんとGさんの二人の分のお話を、Gさんからお聞きしました。串はご存じのように山間地帯で過疎地の最たるところです。人口も減っております。確かに立派な農地なので、このまま農業を続けられたらどうですかという、もうそんなことを言っただけこの年になっていると。Hさんは体も悪いし、自分も町へ出ているので、こういうふうに田舎に帰るのは、1か月のうちに数日くらいしかいないのだと。だからこの土地はどんどん荒れていく。よって今の間だったら、太陽光の会社が買い取ってくれるというから、是非それを進めてくれということでした。しかしながら、この土地は

青地です。面積も見られましたように、3筆くらいで5反からあるわけです。非常に田舎にしては立派な農地です。そのようなことから、ご希望でも青地を太陽光の方に売り渡すということはできないというふうな説明の中で一応は納得をしてもらったのです。それで、今度は現況証明という形で出てまいりました。Gさんは役場におられたということで、行政一般について詳しい中で、もういずれ過疎地は農地として続けることはできない、だから農地という面だけでなく、日本国土というものを守る意味があるわけです。要するに貢献ができるといいますか、太陽光でエネルギーを確保するというのも非常に大事なことから、この際、是非とも認めてほしいということでしたが、お気持ちはわかりますが、やはり青地というものを簡単に変えるということができない中で、この協議会で十分話をし、また市の方の農業委員会でも提案をする中で、一つの方向性を出したいということで、一応引き取っていただきました。過去において、徳地でも青地のところはすべて不許可にしてきております。山間地帯の限界集落に近いような地形の中で、このまま利用を許可しないということになっていけば、雑木林になっていくというのは目に見えている。やはり過去の整合性、そういうことからすると、簡単にいったん認めてしまえば、おそらく山間地帯の過疎地帯においては、一気に申請が出て、おそらく農業そのもの、農地そのものがなくなってしまうとことが予測されますので、やはり今まで、審査してきた過程の中で、我慢せざるを得ないということの中で、一応、地区協では不許可ということにした次第です。この今日の会議の中で、いろいろとお考えの方もいらっしゃると思いますので、ひとつアドバイスをお聞きしたいと思います。よろしく願いいたします。

安田会長

ただ今の40号、41号の議案についての説明をF委員さんの方からありましたけれども、事情等も踏まえ、他の委員さんからのご意見をお伺いしたいと思います。よろしく願いいたします。

F委員

今説明しましたように、この農業委員さん方のご意見をお聞きしてみたいなというふう思うわけです。というのも、やはり優良な農用地について青地だからダメなんだというふうなことがこのままずっと通用するだろうかという危惧感を私、ご本人さんとお話しする中で、いろいろこの頭をよぎることがありました。当事者からおっしゃるように何らかの形でこの土地を生かしたいと、今その生かす方法というのは当然ながら太陽光、要するに再生エネ

ルギーくらいしか生かすことができないじゃないか。自分にこの農地を守れといったって、機械もない、トラクターもない、コンバインだってない。ないない尽くしの中で、これを守れといったって、どうやって守れというのか、あんたがやってくれるのかという話になるわけです。おっしゃることはわかりますが、立場上、農業委員とすれば、農地法という大きな法律がある中で、やはり今ある段階では、というふうなことも申し上げて一応は納得していただいたのですが、このままダメよということが果たしていつまで続くのかなと。純然たるほ場整備をやってちゃんとした農業をやってらっしゃるところは別と思うのですが、中山間でなくて山間地帯です。過疎地域。そうしたところで、青地だからというだけで通用するのかなということを強く感じました。ご本人から我々、推進委員にしても、農業委員にしても、いろいろお話をする中で、非常に、苦慮したといえますか、お気持ちはわかるのですがというふうなことしかない。その方がおっしゃるには、あんたらはここを青地にしたとあって、少なくとも自分たちが思っているときに、こんなに得をした、よってこの青地を守らないといけないという気持ちは全く持っていない。そんなに税金をつぎ込んで、補助を受けたような記憶というのはないと、さかんにおっしゃる。そうはいいても、以前は立派な土地であったことから、かなりの補助事業をやってらっしゃるだろうとは思いますが、昔もことですからそうした、どういう事業が入っていたというのを旧徳地町の時代の方に聞いてもよくわからない中で、非常に判断に苦慮したということがありますので、皆様方先輩諸氏の方々のご意見をお伺いしたいというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

I 委員

ちょっとこれ、採決が済んでから、発言しようかと思っていたのですが、今日のところはやはり、優良農地を守ることからすれば、荒廃農地を面積だけを見ても、優良農地だと判断できますね。これは荒廃といっても、この程度のことだったら現況証明で認めるべきではないと私は思います。後は、最近は大規模太陽光発電の議案というのは、いつも出てきて、これだけに絞っていつか、運営委員会ですか、各地区から優秀な方が出ておられると思うので、いろいろなケースを予想して規制をちょっと考えるべきではないかと思います。私のところでも、以前こういったまったく同じケースがあって、荒廃農地で現況証明をやってくれというようなことがありましたが、よく聞いてみたら、一旦現況証明からそれをもし許可になれば、先では太陽光をやるという情報がありましたので、これに青地の地域、農振地域でありましたので、2年位前ですかね、やはり今と同じように、それはだめだということで、いったん取り下げられたと思います。それで、また今も別のところに太陽光発電をやりたいと、か

なりの面積で話があります。これはやはり、地元の人が言ってくれたから分かった件で、私らの耳に入らないで、事務局に行けば書類審査で、もしも受け付けられた場合はどうしようもないですね。今の農業委員会の体制であれば、もう事務局が受け付けた時点で、OKですよというふうな、そういった業界の判断、業界はそういう判断をしているのではないかと思います。で、もう農業委員会はなし崩しと。受け付けてもらったらこれで OK よと、誠に情けない状況です。一つは青地にももしもこういうことが許可になった場合、F 委員さんがおっしゃられたように、歯止めがかからない。あちらもこちらも、そういう希望がたくさんあります。私のところでも、もう次が待っておりますので、今回受け付けたら次の歯止めがかかりませんよとこの前も事務局に十分くぎを刺しております。そういった状況ですね。もしも、下流に営農するようなところがあつたら、なにかエビの会社なんかが、水路が、水源が確保されていればいいのですが、そのまま太陽光発電をやったそばに、水路がとおっていれば誰がその水路を管理するのか、下流の人は困るのです。そういった深刻な問題も今後、許可をしたらその時点で、農地じゃなくなるのは、そういう立場の人はいいのですが、私ども地域で農業委員会をやっていれば、今度は下流の人からそういった相談とか苦情が入ってきて、今後どうするか。だから私どもとしては、青地の太陽光発電はもうあらゆるケースを想定して、本当にやってもいいのかどうかは、やはり運営委員会という優秀な人が集まる場所で、十分に検討してもらいたいと。今朝、A さんと相談、私もちょっとそこで話しておりましたが、まさにそのことを話していました。ちょうど今のF 委員さんが言われるような、この前の内容のことで話しておりました。以前、阿東で営農型太陽光発電というのが許可されましたね。あの時に私は、本当に営農できるとは考えられないので、挙手しません、賛成しませんと発言をして、挙手しませんでした。そこが今どうなっているのか。営農をやっておられるのか。事務局の方で、希望者だけでもいいですから、ちょっと現地を見て、今後の判断材料にするときの一つの方法じゃないかというふうなことを思います。事務局の方、もしそういう段取りができるようであれば、よろしくお願ひしたいと思います。

事務局竹中

今、I さんが言われた部分、補足ではないのですが、最後に言われた営農型太陽光発電なのですが、あちらについては毎年の報告義務があります。写真付きで報告いただいでいて、一応、一等米ができたということで、報告いただいでいます。ちょうど、今年までが最初の一時転用の3年になると思うので、おそらく再度一時転用という形は出てくるとは思いますので、必要があれば、事務局の資料もお出しすることもできますので、委員さんであれ

ば。また集まる機会があれば、言ってもらえればその資料もお渡しすることもできますので。またなにかあれば言っていただければと思います。

J 委員

青地の解除という方法も地元の運動というのはあるのですか。指定区域の解除。ほ場整備をやっていけばなかなかそれは青地を外すわけにはいかないけど、未整備田でしょう。その辺の地元の何年かいっぺん、見直しがあるじゃないですか。地元が、関係者が協議されてエリア、範囲を決められたら悩むことはないのですね。

F 委員

おそらく、地元の推進委員さんとお話をしたのですが、見直しの時期に来ているので、ご希望があるのなら、地域の意見をまとめて出していただければ、可能性はありますよと言ったら、おそらくすぐ出しますよ。許可、見直しをしてもらえるらしいということになったら、その地域全体が、うちうちもといって、一気に山間地帯の農業が崩壊するぞといって話したりしています。そのあたりの判断というのは、皆さん方にご相談、自治会あたりで協議されたらいいのではないですか、というようなことを私はまだそこまで踏み込んでいないのですが。そのような時代にはいつているのであれば、そういうこともアドバイスすることも、良しとするのかなとする気持ちもあるのですが。とにかく青地という、農振地域で今まで、少なくとも農業に本気で取り組んでこられた過去があるのだろうと思うのですが、そうしたことというのは、やれるところがいっぱいあるというのが農業委員としても大事なのかなというふうな気持ちもしている。その観点、おっしゃったように、ここまで来たのであったら、そういうふうな提案もこっちの方から、農業委員からするというのも、大事というか、盛んに言われる中で、皆さん方にヒントを差し上げるというふうな、一つの手かなと思ったり。また反面、いや、やはり青地というところなんだから、しかも農業振興地帯だったら、我々としては、精一杯農業に利用できるように、少しでも長いこと、引っ張るような、必要なのかなという気持ちもある。非常に揺れ動いているというか。だから、今、おっしゃったこともよくわかる。そうかといって、おそらく今見直しというふうなこともある。当然ながら、農業委員として地区協は、こういうふうな時代だから認めろと言えば、それはその地区だけでなく、いろんなところから一気にそういった問題が吹き出る。そしたら各自においてそういうところはダメですよと、こういうところはダメですよと、ずっと言ってきたのが、一気に崩れないかと、そこから不満がわっと出る可能性もある。というふうなことも思って、引くのも難しい、前へ進めるのも難しい、なんか異様に難しい時代になっているなという感じがしています。

K 委員

私は大きな青地とかと言うところにはあまり縁がないものですから、前にブロック会議というものが女性協議会であったのですが、そういうところで、こういう問題がたくさん出ていました。そういうのを国として、この青地の見直し、また、作れる所のほ場をしっかりと作っていく。ということで、ここのほ場の利用権の設定で、作られる方がいらっしゃるとか、そういう方がいらっしゃればまた別ですけど、普通だったら、私たちのところだったらこのくらい荒れていたら、現況証明ができる場所ですけど、みんながみんな、ここまでされる方というのは、あまりいらっしゃらないと思うのですが、もうどうしても仕方がないということもあるかと思うのですが、そういう国の今の施策というか、見直しということで、事務局の意見を聞きたいのですが。

L 委員

川西地区なのですが、今まさに、うちのところで進行中です。この度、農地所有者協議会の開催ということで、農業委員、私の方に連絡が入っておりまして、農林政策課のほうに行きまして、農業振興地域制度と、農地転用許可制度の概要という、こういう書類をいただきまして、この中に農振区域の中で、青地を白地地域にするということ、不許可と書いてあります。ただし、白地地域にするということは一定の条件を満たした場合、農地、農用地ですね、国からの除外を認めるということで、今うちの方で、農地がこの地図に示しているとおり、これだけの青地を今白地に変えようとしております。この農業者が17名おりまして、面積が 36,119 m²あります。これが今進行中です。これがどのようになるか、そして今ちょうど、先ほどありましたように、許可申請の時期です。5年に1回の確か見直しだというふうに聞きました。それに適用するということで、地域の方たちが運動というか、協議会をもって、署名をし、申請をするということで進んでおります。この状態で進んで、許可をいただければ、令和6年、7年で青地から白地になるのではということで、今青地になっているばかりに何もできなくて、今休耕しているという田んぼがこれだけあります。これはどうにもならない状態ですので、白地に変えて、それぞれの地権者さんにお戻しをするというようなシステムに変えたらどうかということで、地域の方たちが動きだしています。それを見届けるような状態ではありますが、今言われたように、完全に今のところでは不許可のような感じがします。青地を白地にするというのが今の、ちょうど出ています現況証明の写真を見ますと難しいような気がします。がこれを、遊休農地、休耕田にして、そのままに放っておくと、まさに木が立ってくる状態になってくると思いますので、できましたら、白地に替えて、それ

それぞれの地権者の方にお戻しをして、その土地をどのようにするかというのは、ご本人にお任せする方が、良いのではないかと考えます。

B 委員

この問題につきましては、まず10年をやっとたっていないのに、徳地は今まで全部落としてこられたと。ここへでてきて、本当にどうなのかなというのを聞いてみようと思ったら、今回、苦渋の決断だと思いますが、やはり農地として守れる限りは守っていきたいというのが条件と思います。僕は徳地の判断については正しい、現時点では、将来的には変わるかもしれない。これが次の点では平成2年の場合、もう30年くらいたっていますが、ここまでくると、もう少しやっぱり、落としていかざるを得ないかなと思います。このへんがどういうふうに判断するかは、皆様方のそれぞれの地区で、本当に小郡でもこういうことがあったら、多分このくらいであったらもう少し待てと僕は多分いうだろうと。もう少したったら、わかりませんが。団地としての大きさもありますので、その辺を考えていただきたいと。それとですね、完全に皆さん方、白地に戻せばいいといわれますが、白地に戻すと何もできないのですよ。それだけは分かっておいてください。私の土地は、ぽんと白地です。奥側はあったのですが、流通センターができましたので、全部白地になりました。白地というか、農振地域から外され、堤とか水路とか、いろいろ問題はあるのですが、整備課にいても、けんもほろろです。農振地域でもないところになに言うてくるのだと怒られるのですよ。一度白地に落としたら、その辺もよく考えて、何かを落として次に何かあるというその点がないと山に行くんだとか、太陽光にしようとか、年取ったから、そういうこともあればいいでしょうけど、なかなかその辺は考えていかざるを得ないかな。国もけんもほろろですので、農地でない所が事業していいのではないか、という考え方が適用されますので、大内の方は、土地がありますから、何か年間でできることがあるみたいですが、小郡はもうぼったりなにもないと。反対に道路が通るから、そのあんたらがいけないのだからとか、納得してくれないとか、そういうふうなことしか言いようがないので、みんな困っているのが現状です。だからやっぱり、考えて白地を落とし、考えてやっていく必要があるかなと感じております。

M 委員

この土地は多面的機能というか、中山間地域の直支とか多面的機能等の関わりの土地にはなっていない、外してあるのでしょうか。それがある程度のブレーキになるこの事業体制になれば、そちらの事業の方から、きちんとさせる必要があると思いますよね。

安田会長

あそこは、多面的機能も中山間直支もない地域ですよ。

F 委員

多面でやる作業ができる方々が限られてしまって、多面の事業を遂行する農業自体がその地域にないということです。そういうものがあれば、私ども例えば、私が住んでいるところあたりは、多面を入れていろいろと農業ができるように努力していますが、今起こっているこの集落あたりはそれすらできない。今当事者がおっしゃるのはこの農地を守れというのであれば、農地が生きるような形を考えてくれと。このままだったらセイタカアワダチソウを作るだけじゃないかと。今、盛んに繁茂している。まだ今手を入れれば農地に戻ります。そんなに難しいことではない。あと5年、6年たったら、今度はハゼの木が生え、いろいろな雑木が生えれば、おそらくあと10年たてば、見るも無残な形になる。初めてその段階になって、もう現況証明が出た、これはしょうがないねとおそくなるだろうと思うのです。ただそれまでこの土地は全く利用されない。荒れ地になっていくだけ。青地という土地だけが、地区指定だけが残り、農業も滅び、そして、再生エネルギーの貢献にも関係することができない。要するに農地が全く死んでると同じじゃないかとおっしゃっていますが、これも一理あるなというふうに思わざるを得ない。ですから、今言いましたように、事業はここには入っておりません。事業やろうにも人がいない。

徳本参事

いろいろ、ご意見が出たと思うのですが、まず青地につきましては、農業振興地域整備計画に関する法律という法律がありまして、その中で指定を受ける。それで、先ほどもL委員の方からありましたが、青地の指定、あるいは解消、様々な要件があります。基本的には指定する方向で、そういった方向の目線が入ってきておりまして、一番代表的なものが10ヘクタール以上の団地を形成する土地、これについては青地に指定しなければならない、いわゆるそこを青地から外すことはできません。いかなる場合であっても。それともう一つ代表的なのが、地域が地域営農を継続していくうえで必要な土地、農地。ここを農用地区域、いわゆる青地に指定しなさい、ということになっております。そして先ほどからもあります、今見直しの時期に来ているというところですが、そのあたりを、今後皆さんの方に農林政策課が出向いて行って、意見を聞くという段取りを今、進めているところです。その場合は、今、農林政策課の方は、青地から外すという視点で入ってくるとは思いますけども、安易

にこれを外してしまいますと、先ほども意見がありましたように、補助制度が活用できない。例えば、上流の田んぼを青地から外してしまうとします。となると、そこから下流に向かって水系が同じ水路が流れている。あるいはその上にため池がある。そういった場合に水路の改修ができなくなる。となると下流に行く水が、今度はまったく、水路がだめになったときなくなってしまう。となると下流の方で、一生懸命作付けしておられる方まで、田んぼが作れなくなる。というふうなことも生じてきますので、その全体を見ながら、やっぱり青地から外していくことは検討すべきであろうと思っています。それで、今、国の方が、食料農業農村基本計画というのを策定しまして、その方針で、今年度から新たな計画のもと政策をスタートさせているところです。その中に、皆さんのご意見がありましたように、農村は人がいない、高齢化、コミュニティーが希薄している、そういったことで、もう農業が続けていくことは無理なんだという地域もかなり出ているというお話もありましたが、国の方もそういったことをとらえまして、これまでの農業振興一本の政策の立場から、農業振興という政策、それから地域振興という政策、この二本立て、両輪で今、進めているというふうな状況です。従いまして、荒廃している農地、これが多いのは高齢化であり、所有者が地域内からどこかに住み移っていなくなったり、亡くなったりという状況ですが、この荒廃農地をどういうふうに活用していくかというのも目を向けていかなければならないということです。その中で、今、農業委員会に関わるものとして、これからしっかり、確保、管理をしていく優良の農地、これと農地でない、農地として復元できないもの、これを農地から外していきなさいよと、この区分けを今、農業委員会の方に求められております。その区分けの一つが、今行っております、非農地判断通知、これが一つのものであります。これを今、山口市農業委員会としては今、進めているところです。今後も非農地通知をしっかりと現場を確認しながらしていくこと、それから本当に荒廃農地が出てやれないのであれば、これは今の農業振興地域、農用地区域、青地から戻すことを考えていかなければいけないと思っていますけども、まだまだ、農業振興という視点で入っていかないと、一概に、捨てていくわけにはいかないというのが実情だろうと思っています。この辺につきましては、法律、それから制度が今の現行の中で動いていかなければ仕方ないので、この辺の制度の変更であるとかというのは、随時、県内、国の方に申し立てをしていくことができますので、そこは先ほどありました、運営委員会の中でどういうふうな形、農業委員会として提案をしていくかというのもまた考えていく必要があろうかと考えております。

安田会長

非常に難しい判断だろうと思いますけども、許可をすることはみやすいのですが、後々、今参事さんが言われた、いろいろな角度からの農地というものを、地域というものを見つめたときには、影響してまいりますので、その辺が難しいといえれば難しい判断だろうと思います。

F 委員

先ほどおっしゃった、運営委員会、I 委員もさっき、ご指摘されておりましたが、今、L 委員さんもおっしゃっていた、ちょうど見直し時期、4年ごとに必要だとおっしゃったのですかね、その、これは農林政策課のお仕事だと思うのですが、そのあたりの今のタイミングも計りながら、運営委員会、例えば合同、合同と言ったらおかしいですが、運営委員会にそうした政策課の方あたりを呼ぶ中で、この山口市、特に山間地帯ですね、農業の中で非農地、あるいは農地、どういうふうな線引きにするのか、そのあたりの政策課のご意見というか、考え方というか、そういうものも聞けるような場を作ってもらおうというのは可能なのですかね。

徳本参事

いわゆる農林政策課との意見交換の場というふうな形のものなのですが、先般からも、皆さんの方にお知らせをしておりますが、その見直しの関係で、各地区、農業委員さん、推進委員さんの方に、いろいろ意見を伺いに出向くということになっておりますので、その中で、しっかりその辺の議論はしていただきたいと思ひますし、農業委員会事務局の職員も、その折にはついてまいりますので、そこで意見交換をしっかりとしてもらおうということによろしいのかなと思っております。

F 委員

是非、進めてください。なるべく早く。

徳本参事

農林政策の準備がなかなかそろっていないので、うちの方はいつでもすでに農業委員さんの皆さんに、今度お話を聞きに行くよという話はしていますよと、農林政策には伝えていきますので、いつでもうちの方は OK なのですが、おそらく年が明けてから、私に入ってきて

た情報ですが、阿知須の方から入る予定にしているようです。そのあと順次、各地区を回って、本日、お集まりの委員さんのご意見を伺いたいということになろうかと思えます。

N 委員

個別対応されると共通理解ができないのですよね。農業委員全体の。それぞれのところで話、地域ごとの事業があるから、その委員さんの意見交換は必要ですけど、農業委員全体としての共通理解の場も欲しいなと思えます。

徳本参事

それではですね、例えば次回あるいは次々回でもいいですし、総会の中が終わった後、ちょっとした、今の方針とといいますか、農業地域区域の指定の方針であるとか、解除の方針であるとか、そういったもののお話の機会を持てば、共通理解ができるというふうな解釈をしたのですが、それでもよろしいですか。

N 委員

私はそれでいいですけど、皆さんはどうですか。

O 委員

よろしいですか。いろんなご意見を賜りました。やっぱり必要かなと思ったのが、声を出すということをさせないと、多分法律で決まったものはずっとそのままということはありませんよね。やっぱり時代に即して変わっていくものなので、ではその変わる理由というのは、皆さんの現場の声だと思うのです。上で決める人の声ではないと思うのです。やっぱり、いろいろな意見を集めて提案するというか、こういうふうに変えていただきたいとか、あるいは変えていただきたいのであれば、こういうやり方でどうですかとか、提言するとか、何かそういうものがないと、多分やりづらいよねという法律の下で、やりづらい、やりづらい、太陽光ができないといいながら、そのまま流される恐れが十分にあると思うのですね。だからそういう意味ではやっぱり皆さんの声を届けるということが、非常に大事かなと思いました。Nさんが言われたように、全体で共有するという事は非常に大事だと思うのですね。だからそういう意味では、個別にあたられてもいいのですが、全体的に一回きちんとやる、みんなの声がどういう方向に向いているのか、農業委員会としてどうなのかというあたりは、同じような方向に向けられるという可能性があるのだったら、それで纏められるような機会を

やっぱり、設けたらどうかなと思っています。できたらスピード感があってやっていかないと間に合わなくて、次の期間にもれましたという何の意味もないので、スピード感をもって対応していくのが一番いいのかなと思いました。ぜひ声を出すというということを、私も農業者でないで、現場のことまったくわかってないのですが、皆さんの熱い思いをやっぱり声を出して届ける、結局は最後、政策を変えるところにつながると思うのですよね。その変えるものの、ちゃんとしたものがないと、変わらないと思うのですね。そこら辺を大事にしてくださいといいかな。大事にしていきたいと思います。

F 委員

ちょっといいですか。今のお話、大事だと思うのですが、一応ですね、私の頭には、やっぱりこの場というのは農業委員にしか来ていないのですね。それで、地区委員さんというのは、推進委員さんの方が多いわけですから、推進委員さんを含めた中で、まずは地域の中にもやっていただく。そうしたことの中で、極力多くの方の意見を聞きながら、進めてほしいなど。もちろん、最終的決定があるときには、その農業委員会でやるということも必要でしょうけども、今の農林政策課あたり、説明会、方針あたりを聞くのは地区協のなかでもやっていただきたいと強く思いますのでお願いいたします。

事務局竹中

前に、農林政策課の担当と少し話したのですが、ちょっとどのように進めていいかわからないという話をしていたので、一応私の方からは、皆さんの意見を当然聞いていただくということは必要なのですが、農林政策としてのどういうつもりか、どういうつもりでという言い方もちょっとひどいですが、農林政策課の考えがあって今青地が作られているわけです。今の地図が。そういったところの説明があって、現行がこうですよ、今こうしようと思っているのですよ、その中で委員さんとして今言われたような、例えば土地も荒れている、人もいないところを青にするのかというような意見を言ってもらえたら、また農林政策課も考えやすいと思うのですね。なので、そういうふうな形で、農業委員さん、推進委員さん一堂に集めてとか、そういった形までは指定していませんが、現在の説明と今後の説明はしっかりしてくださいねというお話はしています。例えば共通する部分、今言われたような、今どうなったかといった部分とかは、もしかしたら全員で集まってご説明があって、細々したところは6地区よりも細かい単位で、阿知須とか、そういったところの単位でお話があるかもしれないのですが、今うちのほうから向こうに投げかけている状態で、急がせ

てもちよっとうちの仕事でないところがあるので、スピード感がなかなかでなくて申し訳ないのですが、今一応農業委員会としては農林政策課にそういったところでの要求はしているところではあります。

安田会長

色々難しい問題ではありますが、時間も経過して参りましたし、ここで意見は出たようですので、議案第40号、41号について採決を行います。

現況証明を発行しないことに賛成する農業委員の挙手を求めます。

【委員挙手(全員)】

安田会長

全員挙手と認め、現況証明については発行しないことといたします。

以上で本日の議案審議はすべて終わりました。

次に、報告事項に入ります。事務局より報告をお願いします。

事務局竹中

本日お配りしております報告第1号の農地法関係各種届出および通知の一覧表をご覧ください。報告第2号の山口県ネットワーク機構への意見聴取事案については、記載の通りとなります。報告内容はすべて適当との回答がありましたので、確認いただけたらと思います。

お配りした「お問合せ先一覧」について、少しだけ簡単に説明しようと思います。前々回の総会の時に、ご意見が出たのですが、こうした場合どうしたらいいのかという話だったので、鳥獣被害に悩まれているということがありましたので、その時場合によって、対応が違うみたいなので、こちらに書かせていただいています。定期的にイノシシが出て、害獣の被害に悩まされているということであれば、農林政策課の方に相談してほしいということでした。柵の設置などということで今話をさせてもらっているのですが、当然所有者さんの自己負担は当然あるものと言われていましたので、何でもかんでも山口市がやれるよというわけではないところはしっかり覚えてもらいたいと思います。そういったところであるにしても、柵の設置とかの対応、こうしたらいいのではないのかという相談には乗れるということで

した。そういった中で、今イノシシが出てるといふ話になれば、迅速な対応が必要なので各地域交流センターや総合支所に、今報告が出てると話をしてもらって、職員が捕獲するのか、どうするみたいところで現地に確認するみたいなので、直接センターの現場の職員にお話ししてくれということでした。次が、田を所有している耕作者がなかなか見つからないというところですが、一応、制度としては、中間管理機構というところがありますので、連絡先もしております。書いている通り、マッチングは行ってもらおうのですが、借り手が不足しているというのは、皆さんご存じの通りだと思います。あともう一つですが、農業法人の経営が厳しいといったところは、次のA3の紙の方にもいろいろ書いてあるのですが、県の制度支援とか、農林政策課の方がやっている分と、農業会議といったところがやっている部分があるようなので、全部が全部該当するわけではないのですが、うまいこと、こういった補助を使いながら、借りられるところとか、頼れるところは頼っていけたらというようなアドバイスしかないのかなと思います。その下の個人さんが高齢化が進んでいるということですので、雇用の支援、担い手支援、その後継者の育成といったところで、人材確保とか、補助金とかもあるみたいなので、雇用を含めた担い手支援があるということだったので、支援系は基本的には農林政策課の方にお話し、相談をいただければ、県の補助とか詳しく知っていますので、相談先としては農林政策課というのが一番いいのかなと思います。一応次のページにA3でいろいろこういった内容のものがありますよということを出してはいますが、農林政策課の方に伺ったら、これ以外にもその時々に行っている部分があるみたいで、多くのものがありました。それ以外のものもありましたので、もし法人さんとか経営者さんとか、どんなのがあるのかなという話があれば、農林政策課の方にご案内とか、こんなところでやっているよという話で言ってもらえたらと思います。そして最後にため池管理者という話があったのですが、ため池の利用者がいなくなった時とかの相談は農林整備課ということでした。例えばため池の利用者が全くなくなったよ、そのあとどうしたらいいのということになれば、ため池のつぶす工事らしいのですが、工事の提案とか今後の維持管理の相談というのは、やっていただけるみたいなので、こちらの方に、農林整備課さんの方にお伝えいただけたらと思います。一応、各課の連絡先は載せておりますので、もしそういう相談があれば、そちらの方に相談していただくのも一つの手だと思います。問い合わせ先一覧というのは、私が皆さんの意見をもとに各課の担当にざっと聞いただけなので、その時々で変わってくることもあると思いますので、こういった話もあるみたいよという話で出していただければと思います。地域の方には、あまりそのまま渡してもらったら、時間がたったら全然違ったということもあるので、その辺は取り扱いに注意していただければと

思います。最後に、1,000 m²以上の開発許可にかかるものと、開発の届けに関するもの、周辺の方の同意がどこまでいるのかという話だったのですが、開発許可も届もどちらも申請地の隣接者とその地域の自治会長ともし、水利権とかの組合があるのならば水利権者、この3者ということでした。許可でも届け出も基本的には同意をしてもらうようになる。なければ、例えばそこに住んでいなくて登記を取っても、その住所にいないということであれば、理由書に替えることができるという話ではありましたので、合わせてお伝えしておきます。

安田会長

ただ今、事務局から報告がありました。各委員さんからの質問等があればお願いいたします。ありませんか。

○委員

ちょっとよろしいですか。一つお願いがあるのですが、太陽光発電のことなのですが、それぞれへ、こないだAさんがいい資料を持って来られて話をされていましたが、エネルギー基本計画というのがあるはずなので、そこに多分太陽光発電についてのキロワット、発電量よっての要件が記載されているのではないかと思うのですね。そうすると、例えば、太陽光発電を設置したときには、廃棄処分のお金を積み立てするとか、このことが義務付けられてきているのですね。そういう意味でもっと詳しい、いろいろな要件がついているはずなのですが、私たちが相談を受けた時に、答えられないというのはちょっと困るかなと思うので、そのあたりの要件とか義務とか何かそのあたりの資料を出していただけたらいいかなと思うのですね。今日はきちんとしていただいたので、手元にあって、ちゃんと皆さんが同じようなことが言えるというか、お答えができることがちゃんと資料として、手元にあるといいのかなと思いました。できるかどうかわからないのですが、県にお尋ねしたり、国の資料を見せたり、市の環境政策が把握していると思うのですが、できたらそのあたり、準備していただくというか、手元に皆さんが持てるようにしていただけたらいいかなということですね。検討していただけたらと嬉しいと思います。

安田会長

以上を以て、本日の総会を終了いたします。

最後に事務局から連絡事項等何かありますか。また、各委員さんから何かございますか。

N 委員

大変時間が過ぎてしまって申し訳ないのですが、先月の総会が終わった後、女性農業委員だけ6人で、若手農業委員のところを回って見ますと皆さんにご報告をしたと思うのですが、その結果につきまして、簡単にご報告します。

対象者6人いたのですが、応じてくれたのが4名です。大内の●●さん、菊を作っています。それから仁保の●●さん、元農協職員です。それから、●●蜂蜜園、それから最後に元北部だったことで、顔見知りになってこの度推進委員さんになられた●●さん、この4名を訪問させていただきました。

皆さん、形態がちがうのですが、それぞれに自分の目標に向かって、頑張っておられました。私としては最初の方からこの4名の方を見ているので、ずいぶんのところまで来られたなというふうに思ったのですが、一緒に行かれた委員さんの感想を聞きますと、まだまだだね、でも応援したいねという言葉いただきましたので、若手農業委員さんにエールを送ってみたいと思います。私が事前を感じたのが、私たちが考える農業と違う新たな農業の姿を彼らは見ているなというふうに感じました。農業が2極化していく中で、そうでない方向で、頑張ろうとしている若手もいるという、この私たちの身近にいるというのを感じましたので、私たちもその人たちの応援ができるように、頑張っていきたいと思います。

この度は北部でしたが、任期3年のうちに阿東や徳地にも行きたいし、南部の方にも行きたいと思っております。ぜひこの若い人たちを見てやってくれという候補者がありましたら、教えていただきたいと思います。詳しくはまたいずれ、広報でも取り上げていただけるのではないかと思いますので、そちらの方でよろしく願います。以上です。ありがとうございました。

安田会長

それでは、早朝より、ご審議いただきました。ありがとうございました。今年最後の総会でしたけども、今の現況証明についていろいろな意見が出ました。また農林政策とも協議しながら進めてまいりたいと思います。年末までわずかとなりましたが、どうか皆さんには体調には十分気を付けられまして、新しい新年を迎えられますことを心より申し上げます。大変この一年間ご苦勞でした。ありがとうございました。

以上、令和3年度第10回山口市農業委員会総会議事録である。

令和3年12月13日

この議事録は正当であって決議事項に相違ないことを認める。

会 長 安田 敏男

署名委員 賀屋 忠之

署名委員 神田 一夫

記 録 者 嘉悦 紀代美